## ２　給水栓水水質概要

（１）　水質検査結果の概要
（２）　水質基準項目ごとの解説

**（1） 水質検査結果の概要**

法令で定める水質基準項目検査（５１項目検査）の市内給水栓９箇所で実施した結果、全箇所で全ての項目において水質基準に適合しております。

尚、「水質検査計画に基づき実施した検査結果表」及び、「各地点の検査項目ごとの検出範囲」を表したグラフを次に示します。

| 平成20年度 水質検査結果<br>（水質検査計画に基づき実施）<br>最小値　最大値<br>検査項目 | 採水地点<br>（浄水場系統） | 西消防署西谷分遣所<br>（玉瀬系）<br>最小値～最大値 | 宝塚市上下水道局<br>水質試験所<br>（惣川系）<br>最小値～最大値 | ゆずり葉緑地<br>（惣川系 生瀬経由）<br>最小値～最大値 | 雲雀丘サービス<br>ステーション<br>（川面系）<br>最小値～最大値 | 安倉中保育所<br>（小浜系）<br>最小値～最大値 | 宝塚市上下水道局<br>（小林系）<br>最小値～最大値 | 高司ふれ愛公園<br>（亀井系）<br>最小値～最大値 | 中山台サービス<br>ステーション<br>（小浜・県営多田系）<br>最小値～最大値 | 武庫山公園<br>（惣川系生瀬経由・小林系）<br>最小値～最大値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水質基準項目 | 水質基準 | | | | | | | | | |
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 | 0.00005未満 |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満～0.003 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | 0.18～0.52 | 0.22～0.44 | 0.30～0.49 | 0.10～0.23 | 0.46～0.87 | 0.59～1.2 | 0.28～0.41 | 0.42～0.71 | 0.17～1.4 |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | 0.07～0.13 | 0.15～0.26 | 0.16～0.28 | 0.24～0.26 | 0.28～0.33 | 0.32～0.43 | 0.32～0.37 | 0.14～0.24 | 0.19～0.44 |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.04～0.05 | 0.03 | 0.03～0.09 | 0.15～0.17 | 0.13～0.17 | 0.09～0.21 | 0.10～0.15 | 0.05～0.06 | 0.07～0.20 |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 | 0.0002未満 |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 | 0.004未満 |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満 |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 | 0.003未満 |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | 0.08～0.23 | 0.06未満～0.12 | 0.06未満～0.14 | 0.13～0.26 | 0.09～0.17 | 0.07～0.20 | 0.11～0.23 | 0.06未満～0.17 | 0.06未満～0.24 |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | 0.002未満～0.004 | 0.002未満～0.003 | 0.002未満～0.003 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満～0.002 | 0.002未満 | 0.002未満 | 0.002未満～0.003 |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | 0.007～0.029 | 0.016～0.027 | 0.015～0.030 | 0.001未満 | 0.001～0.006 | 0.004～0.017 | 0.001未満～0.002 | 0.003～0.010 | 0.004～0.014 |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | 0.005～0.023 | 0.009～0.021 | 0.004未満～0.011 | 0.004未満 | 0.004未満～0.005 | 0.004未満～0.017 | 0.004未満 | 0.004未満～0.008 | 0.004未満～0.014 |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.004 | 0.002～0.003 | 0.002～0.005 | 0.003～0.011 | 0.001～0.003 | 0.001～0.003 | 0.003～0.012 |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001～0.003 | 0.001～0.003 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | 0.010～0.033 | 0.024～0.032 | 0.028～0.035 | 0.003～0.005 | 0.009～0.012 | 0.018～0.029 | 0.002～0.008 | 0.010～0.018 | 0.019～0.030 |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | 0.02未満～0.02 | 0.02未満～0.02 | 0.02未満～0.03 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | 0.003～0.005 | 0.005～0.007 | 0.005～0.009 | 0.001未満～0.001 | 0.002～0.004 | 0.006～0.011 | 0.001～0.002 | 0.004～0.006 | 0.007～0.011 |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.002 | 0.001未満～0.002 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満 | 0.001未満～0.002 |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満 | 0.008未満～0.009 |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | 0.02未満～0.06 | 0.02未満～0.16 | 0.02未満～0.12 | 0.02未満 | 0.02未満～0.04 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満～0.08 | 0.02未満～0.05 |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | 0.03未満 | 0.03未満 | 0.03未満 | 0.03未満 | 0.03未満 | 0.03未満～0.03 | 0.03未満 | 0.03未満 | 0.03未満 |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | 12～14 | 14～16 | 15～23 | 55～58 | 36～51 | 28～48 | 38～39 | 11～17 | 16～62 |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | 0.001未満～0.003 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.002 | 0.001未満 | 0.001未満～0.001 | 0.001～0.002 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.001 | 0.001未満～0.002 |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | 15～17 | 15～31 | 16～37 | 56～62 | 39～65 | 31～65 | 38～42 | 18～26 | 18～85 |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | 29～34 | 33～38 | 34～46 | 53～60 | 53～74 | 52～66 | 54～57 | 44～56 | 41～91 |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | 82～97 | 99～120 | 100～130 | 220～260 | 180～240 | 170～270 | 190～210 | 90～120 | 170～210 |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 | 0.02未満 |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | 0.000001未満～0.000003 | 0.000001未満～0.000001 | 0.000001未満～0.000001 | 0.000001未満 | 0.000001未満 | 0.000001未満～0.000002 | 0.000001未満 | 0.000001未満 | 0.000001未満～0.000002 |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | 0.000001未満 | 0.000001未満～0.000001 | 0.000001未満～0.000001 | 0.000001未満 | 0.000001未満 | 0.000001未満～0.000001 | 0.000001未満 | 0.000001未満 | 0.000001未満～0.000001 |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 | 0.0005未満 |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | 1.3～2.2 | 1.3～1.8 | 1.1～1.8 | 0.5未満 | 0.5未満～0.8 | 0.5～1.2 | 0.5未満～0.6 | 0.7～1.0 | 0.7～1.3 |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 6.7～7.6 | 6.8～7.6 | 6.7～7.6 | 6.8～7.5 | 6.7～7.4 | 6.8～7.4 | 6.8～7.4 | 6.9～7.4 | 6.8～7.4 |
| 48 味 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし |
| 49 臭気 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし |
| 50 色度 | 5度以下 | 1未満 | 1未満～1 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 | 1未満 |
| 51 濁度 | 2度以下 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 | 0.1未満 |

※ (1)一般細菌　の水質基準値は、「1mlの検水で形成される集落数が100以下」です。

各地点の検査項目ごとの検出範囲

採水地点：西消防署西谷分遣所（玉瀬系）

水質基準を100％、未満表示を0％とした場合の検出範囲（pH値は、基準値の下限値5．8から上限値8．6の範囲で表示）

| 水質基準項目 | 水質基準 | 0% 50 | % 100% |
|---|---|---|---|
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | | |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | | |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | | |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | | |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | | |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | | |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | | |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | | |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | | |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | | |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | | |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | | |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 5.8 8.6 | |
| 48 味 | 異常でないこと | | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | | |
| 50 色度 | 5度以下 | | |
| 51 濁度 | 2度以下 | | |

各地点の検査項目ごとの検出範囲

採水地点：宝塚市上下水道局水質試験所（惣川系）

水質基準を100％、未満表示を0％とした場合の検出範囲（pH値は、基準値の下限値5．8から上限値8．6の範囲で表示）

| 水質基準項目 | 水質基準 | 0% 50 | % 100% |
|---|---|---|---|
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | | |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | | |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | | |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | | |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | | |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | | |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | | |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | | |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | | |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | | |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | | |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | | |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 5.8 | 8.6 |
| 48 味 | 異常でないこと | | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | | |
| 50 色度 | 5度以下 | | |
| 51 濁度 | 2度以下 | | |

各地点の検査項目ごとの検出範囲

採水地点：ゆずり葉緑地（惣川系 生瀬経由）

水質基準を100％、未満表示を0％とした場合の検出範囲（pH値は、基準値の下限値5．8から上限値8．6の範囲で表示）

| 水質基準項目 | 水質基準 | 0% 50 | % 100% |
|---|---|---|---|
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | | |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | | |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | | |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | | |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | | |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | | |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | | |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | | |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | | |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | | |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | | |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | | |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 5.8 | 8.6 |
| 48 味 | 異常でないこと | | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | | |
| 50 色度 | 5度以下 | | |
| 51 濁度 | 2度以下 | | |

各地点の検査項目ごとの検出範囲

採水地点:雲雀丘サービスステーション(川面系)

水質基準を100%、未満表示を0%とした場合の検出範囲(pH値は、基準値の下限値5．8から上限値8．6の範囲で表示)

| 水質基準項目 | 水質基準 | 0% 50 | % 100% |
|---|---|---|---|
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | | |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | | |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | | |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | | |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | | |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | | |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | | |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | | |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | | |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | | |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | | |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | | |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 5.8 8.6 | |
| 48 味 | 異常でないこと | | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | | |
| 50 色度 | 5度以下 | | |
| 51 濁度 | 2度以下 | | |

各地点の検査項目ごとの検出範囲

採水地点:安倉中保育所(小浜系)

水質基準を100%、未満表示を0%とした場合の検出範囲(pH値は、基準値の下限値5．8から上限値8．6の範囲で表示)

| 水質基準項目 | 水質基準 | 0% 50 | % 100% |
|---|---|---|---|
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | | |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | | |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | | |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | | |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | | |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | | |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | | |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | | |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | | |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | | |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | | |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | | |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 5.8 8.6 | |
| 48 味 | 異常でないこと | | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | | |
| 50 色度 | 5度以下 | | |
| 51 濁度 | 2度以下 | | |

各地点の検査項目ごとの検出範囲

採水地点：宝塚市上下水道局（小林系）

水質基準を100％、未満表示を0％とした場合の検出範囲（pH値は、基準値の下限値5．8から上限値8．6の範囲で表示）

| 水質基準項目 | 水質基準 | 0% 50 | % 100% |
|---|---|---|---|
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | | |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | | |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | | |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | | |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | | |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | | |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | | |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | | |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | | |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | | |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | | |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | | |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 5.8 8.6 | |
| 48 味 | 異常でないこと | | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | | |
| 50 色度 | 5度以下 | | |
| 51 濁度 | 2度以下 | | |

各地点の検査項目ごとの検出範囲

採水地点：高司ふれ愛公園（亀井系）

水質基準を100％、未満表示を0％とした場合の検出範囲（pH値は、基準値の下限値5．8から上限値8．6の範囲で表示）

| 水質基準項目 | 水質基準 | 0% 50 | % 100% |
|---|---|---|---|
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | | |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | | |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | | |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | | |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | | |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | | |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | | |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | | |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | | |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | | |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | | |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | | |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 5.8 | 8.6 |
| 48 味 | 異常でないこと | | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | | |
| 50 色度 | 5度以下 | | |
| 51 濁度 | 2度以下 | | |

各地点の検査項目ごとの検出範囲

採水地点：中山台サービスステーション（小浜・県営多田系）

水質基準を100％、未満表示を0％とした場合の検出範囲（pH値は、基準値の下限値5．8から上限値8．6の範囲で表示）

| 水質基準項目 | 水質基準 | 0% 50 | % 100% |
|---|---|---|---|
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | | |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | | |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | | |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | | |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | | |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | | |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | | |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | | |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | | |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | | |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | | |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | | |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 5.8 8.6 | |
| 48 味 | 異常でないこと | | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | | |
| 50 色度 | 5度以下 | | |
| 51 濁度 | 2度以下 | | |

各地点の検査項目ごとの検出範囲

採水地点：武庫山公園（惣川系　生瀬経由・小林系）

水質基準を100％、未満表示を0％とした場合の検出範囲（pH値は、基準値の下限値5．8から上限値8．6の範囲で表示）

| 水質基準項目 | 水質基準 | 0% 50 | % 100% |
|---|---|---|---|
| 1 一般細菌 | ※1ml中100以下 | | |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 9 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | | |
| 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | | |
| 11 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | | |
| 12 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 13 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | |
| 14 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | | |
| 15 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | |
| 19 トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | | |
| 25 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | | |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | | |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | | |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | | |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | | |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | | |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | | |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | | |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | | |
| 47 pH値 | 5.8～8.6 | 5.8 8.6 | |
| 48 味 | 異常でないこと | | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | | |
| 50 色度 | 5度以下 | | |
| 51 濁度 | 2度以下 | | |

## （2） 水質基準項目ごとの解説

各項目についての説明と検査結果は次のとおりです。

**① 一般細菌**（水質基準：1mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること）

水道水の外部よりの汚染等を判定する指標として検査を行っています。

平成２０年度は、1mL の検水で集落数は 0 個です。

**② 大腸菌**（水質基準：検出されないこと）

大腸菌は、人や動物の糞便中に多数存在するため人、動物の糞便水等に汚染されていないかの検査を行っています。尚、飲料水に大腸菌が検出された場合はただちに対応が必要とされます。

平成２０年度は、不検出です。

**③ カドミウム及びその化合物**

（水質基準：カドミウムの量に関して、0.01mg/L 以下であること）

自然水中に含まれることはまれであり、工場排水等から河川に混入することが考えられます。　平成２０年度は、0.001mg/L 未満です。

**④ 水銀及びその化合物**（水質基準：水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下であること）

自然水中には、ほとんど検出されることはありませんが、まれに地質由来により、湧水中に含まれることがあります。河川等の汚染としては工場排水等が考えられます。

平成２０年度は、0.00005mg/L 未満です。

**⑤ セレン及びその化合物**（水質基準：セレンの量に関して、0.01mg/L 以下であること）

生体必須元素の１つです。自然水中に含まれることはまれであり、工場排水等から河川に混入することが考えられます。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満です。

**⑥ 鉛及びその化合物**（水質基準：鉛の量に関して、0.01mg/L 以下であること）

河川等へは、工場排水等により汚染されると考えられますが、水道水中に検出される場合は、給水に用いられる鉛管が原因と考えられるため、本市においては鉛管対策として pH 調整を行っています。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満～0.003mg/L の範囲です。

**⑦ ヒ素及びその化合物**（水質基準：ヒ素の量に関して 0.01mg/L 以下であること）

河川等へは鉱山排水、工場排水等により高濃度になることがあります。地下水においても、地質の影響により検出することがあります。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満です。

⑧　**六価クロム化合物**（水質基準：六価クロムの量に関して 0.05mg/L 以下であること）

河川等へはメッキ、染料の原料として使用されているため、工場排水等から混入するおそれがあります。

平成２０年度は、0.005mg/L 未満です。

⑨　**シアン化物イオン及び塩化シアン**

（水質基準：シアンの量に関して 0.01mg/L 以下であること）

自然水中には、ほとんど含まれていませんが、メッキ工場等の排水により河川に含まれることがあります。なお、通常の浄水処理では除去できないため、水道原水に含まれている場合は取水停止等の措置が必要になります。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満です。

⑩　**硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素**（水質基準：10mg/L 以下であること）

様々な窒素化合物が細菌等により分解され、亜硝酸態窒素・硝酸態窒素が生成されます。硝酸態窒素は、体内で亜硝酸態窒素へ還元され酸素運搬機能がないメトヘモグロビンを生成するため、水質基準は硝酸態窒素と亜硝酸態窒素の合計量となっています。なお、給水栓水での硝酸態窒素は、通常の水処理では変化しないため原水中の濃度とほぼ同じです。

平成２０年度は、0.10mg/L～1.4mg/L の範囲です。

⑪　**フッ素及びその化合物**（水質基準：フッ素の量に関して 0.8mg/L 以下であること）

地質に由来し、ほとんどの自然水中に含まれます。また、工場排水等の混入により多く含まれることもあります。本市においては、毎月市広報紙において検査結果を公表しています。

平成２０年度は、0.07mg/L～0.44mg/L の範囲です。

⑫　**ホウ素及びその化合物**（水質基準：ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下であること）

自然水中に含まれることはまれですが、火山地域の地下水、温泉水からの混入があります。また、金属表面処理工場排水等からの混入により河川に含まれることがあります。

平成２０年度は、0.03mg/L～0.21mg/L の範囲です。

⑬　**四塩化炭素**（水質基準：0.002mg/L 以下であること）

フルオロカーボン類(フロン 11、フロン 12 等の冷媒)の原料として使用されることが多く、その他各種の溶剤、洗浄剤、殺虫剤の原料としても使用されています。なお、地表水に混入した場合は、比較的短時間で大気中に揮散されます。

平成２０年度は、0.0002mg/L 未満です。

⑭　**1,4-ジオキサン**（水質基準：0.05mg/L 以下であること）

溶剤及び洗浄剤として広く使用されています。親水性、難分解性のため、地下水、河川水等から検出されることがあります。なお、通常の浄水処理による除去は期待できません。

平成２０年度は、0.005mg/L 未満です。

⑮　**1,1-ジクロロエチレン**（水質基準：0.02mg/L 以下であること）

主たる用途は、塩化ビニリデン樹脂の原料です。塩化ビニリデン樹脂は、家庭用ラップ、食品包装用フィルムとしての需要があります。地表水に混入した場合は、速やかに大気中に揮散します。

平成２０年度は、0.002mg/L 未満です。

⑯　**シス-1,2-ジクロロエチレン**（水質基準：0.04mg/L 以下であること）

溶剤、染料抽出剤、香料の製造に使用されます。表流水中に混入した場合は、大気中に揮散すると考えられています。

平成２０年度は、0.004mg/L 未満です。

⑰　**ジクロロメタン**（水質基準：0.02mg/L 以下であること）

塗料の剥離剤、プリント基盤の洗浄剤、エアロゾルの噴射剤等に使用されています。人に対する健康影響としては、高濃度吸入暴露の場合、中枢神経系へ影響を及ぼします。

平成２０年度は、0.002mg/L 未満です。

⑱　**テトラクロロエチレン**（水質基準：0.01mg/L 以下であること）

ドライクリーニング洗浄剤、金属表面の脱脂洗浄剤として使用されています。表流水中に混入した場合は、大気中に揮散すると考えられています。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満です。

⑲　**トリクロロエチレン**（水質基準：0.03mg/L 以下であること）

金属機械部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング洗浄剤として使用されています。表流水中に混入した場合は、大気中に揮散すると考えられています。

平成２０年度は、0.003mg/L 未満です。

⑳　**ベンゼン**（水質基準：0.01mg/L 以下であること）

染料、合成洗剤、合成繊維、農薬等の多様な製品の合成原料、あるいはそれらの溶剤として広く使用されています。環境中での最大発生源は、ガソリンの燃焼に伴うものです。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満です。

㉑　**塩素酸**（水質基準：0.6mg/L 以下であること）

消毒剤として使用している次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。

平成２０年度は、0.06mg/L 未満～0.26mg/L の範囲です。

㉒　**クロロ酢酸**（水質基準：0.02mg/L 以下であること）

塩素消毒の際、生成する消毒副生成物です。

平成２０年度は、0.002mg/L 未満～0.004mg/L の範囲です。

㉓　**クロロホルム**（水質基準：0.06mg/L 以下であること）

浄水処理過程で消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタンの成分の１つです。一般に水道水に生成されるトリハロメタンの中で最も多く生成される成分です。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満～0.030mg/L の範囲です。

㉔　**ジクロロ酢酸**（水質基準：0.04mg/L 以下であること）

水中にフミン質や類似物質が存在しますと、塩素処理等により生成される１成分です。

平成２０年度は、0.004mg/L 未満～0.023mg/L の範囲です。

㉕　**ジブロモクロロメタン**（水質基準：0.1mg/L 以下であること）

浄水処理過程において、消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタン成分の１つです。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満～0.012mg/L の範囲です。

㉖　**臭素酸**（水質基準：0.01mg/L 以下であること）

オゾンによる水処理や消毒用の塩素により、水中の臭素イオンが酸化されて生成される成分です。また、自然水中にはほとんど含まれていませんが、生活排水、工場排水の混入によって含まれることがあります。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満～0.003mg/L の範囲です。

㉗　**総トリハロメタン**（水質基準：0.1mg/L 以下であること）

クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和のことをいいます。

平成２０年度は、0.002mg/L～0.035mg/L の範囲です。

㉘　**トリクロロ酢酸**（水質基準：0.2mg/L 以下であること）

水中にフミン質や類似物質が存在しますと、塩素処理等により生成される１成分です。

平成２０年度は、0.02mg/L 未満～0.03mg/L の範囲です。

㉙　**ブロモジクロロメタン**（水質基準：0.03mg/L 以下であること）

浄水処理過程において、消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタン成分の１つです。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満～0.011mg/L の範囲です。

㉚　**ブロモホルム**（水質基準：0.09mg/L 以下であること）

浄水処理過程において、消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタン成分の１つであり、生成量は原水中の臭素イオン濃度に大きく影響されます。　平成２０年度は、0.001mg/L 未満～0.002mg/L の範囲です。

㉛　**ホルムアルデヒド**（水質基準：0.08mg/L 以下であること）

石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂の原料、医薬品、農薬や消毒剤等に使用されています。飲料水においては、塩素処理、オゾン処理に由来することが多いです。

平成２０年度は、0.008mg/L 未満～0.009mg/L の範囲です。

㉜　**亜鉛及びその化合物**（水質基準：亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下であること）

生体必須元素の１つ。自然水中の濃度は微量であり、水中への汚染としては工場排水等からの混入があります。水道の障害としては、給水管に使用した亜鉛メッキ鋼管の溶出によるものがあります。

平成２０年度は、0.1mg/L 未満です。

㉝　**アルミニウム及びその化合物**

（水質基準：アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下であること）

地球上に広く多量に存在する金属であり、浄水処理において凝集剤としてアルミニウム化合物が広く使用されています。なお、凝集剤として添加されたほとんどは不溶性の水酸化アルミニウムとなり処理過程において除去されます。

平成２０年度は、0.02mg/L 未満～0.16mg/L の範囲です。

㉞　**鉄及びその化合物**（水質基準：鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること）

生体必須元素の１つ。自然界では２番目に多い金属です。河川水中の鉄は、地質に起因するもののほか、鉱山廃水、工場排水から混入する場合があります。水道の障害としましては、不快な臭気（金気臭等）、赤水があります。

平成２０年度は、0.03mg/L 未満～0.03mg/L の範囲です。

㉟　**銅及びその化合物**（水質基準：銅の量に関して、1.0mg/L 以下であること）

生体必須元素の１つ。水道での障害としては、各家庭に設置している給湯器等の銅管より微量の銅が水道水に溶出し、石けんの脂肪酸と反応して青色の「銅石けん」が生成されるため、タイル等に着色することがあります。　平成２０年度は、0.1mg/L 未満です。

㊱　**ナトリウム及びその化合物**

（水質基準：ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下であること）

生体必須元素の１つ。自然水中に広く存在する元素です。海水、工場排水、塩素処理等の水処理に由来すると考えられています。

平成２０年度は、11mg/L 未満～62mg/L の範囲です。

㊲　**マンガン及びその化合物**（水質基準：マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること）

生体必須元素の１つ。自然水中のマンガンは、主として地質に起因しています。水道水においては、マンガンは微量でも色度が増加したり、配・給水管内で酸化した状態で蓄積し、「黒い水」の原因にもなります。

平成２０年度は、0.001mg/L 未満～0.003mg/L の範囲です。

㊳　**塩化物イオン**（水質基準：200mg/L 以下であること）

自然水中の塩化物イオンは、主として地質に由来します。塩化物イオンが、高濃度になると味覚を損ないます。

平成２０年度は、15mg/L～85mg/L の範囲です。

㊴　**カルシウム、マグネシウム等（硬度）**（水質基準：300mg/L 以下であること）

水中のカルシウムイオン及びマグネシウムイオンの量を、これに対応する炭酸カルシウムの量に換算して表したものです。硬度が高い水を硬水、低い水を軟水と表しています。なお、カルシウム・マグネシウムは生体必須元素です。

平成２０年度は、29mg/L～91mg/L の範囲です。

㊵　**蒸発残留物**（水質基準：500mg/L 以下であること）

水を蒸発乾固した時に残る物質の総量を mg/L で表したものです。主な物質は、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、カリウム、ケイ酸、塩化物等で、ほとんどが地質に由来しています。なお、蒸発残留物が多く含む場合も、少ない場合も味に影響し、味覚を損ないます。

平成２０年度は、82mg/L～270mg/L の範囲です。

㊶　**陰イオン界面活性剤**（水質基準：0.2mg/L 以下であること）

合成洗剤の主剤の１つです。工場排水、家庭下水などの混入に由来しており、水中に存在すると発泡の原因となります。

平成２０年度は、0.02mg/L 未満です。

㊷　**ジェオスミン**（水質基準：0.00001mg/L 以下であること）

カビ臭の原因物質の１つです。湖沼などで繁殖した藍藻類のアナベナ等により生産されて、水道水の異臭味障害を起こします。本市においては、川下川貯水池の状況等により活性炭処理を追加します。

平成２０年度は、0.000001mg/L 未満～0.000003mg/L の範囲です。

㊸　**2-メチルイソボルネオール**（水質基準：0.00001mg/L 以下であること）

カビ臭の原因物質の１つです。湖沼などで繁殖した藍藻類のフォルミディウム等により生産されて墨汁のような臭いがします。本市においては、川下川貯水池の状況等により活性炭処理を追加します。

平成２０年度は、0.000001mg/L 未満～0.000001mg/L の範囲です。

㊹　**非イオン界面活性剤**（水質基準：0.02mg/L 以下であること）

水溶液中にて、イオン性を示さない界面活性剤を総称して非イオン界面活性剤と呼びます。主に、洗浄剤や乳化剤として使用されています。

平成２０年度は、0.005mg/L 未満です。

㊺　**フェノール類**（水質基準：フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下であること）

フェノール類とは、フェノール(石炭酸)及び各種のフェノール化合物を総称したものです。主に、消毒剤・防腐剤に使用されており、天然中には存在しません。水道水においては、水道原水にフェノールが混入すると塩素処理においてクロロフェノールが生成され、水道水に不快な臭気をあたえます。

平成２０年度は、0.0005mg/L 未満です。

㊻　**有機物(全有機炭素(TOC)の量)**（水質基準：5mg/L 以下であること）

水中の全有機炭素は、種々の有機化合物から構成されており、これらの有機化合物に含まれる炭素量をいいます。水中に含まれる有機物総量の指標として用いることができるため、原水の有機物汚染の状況や浄水処理過程における水の処理性評価に利用することができます。　平成２０年度は、0.5mg/L 未満～2.2mg/L の範囲です。

㊼　**ｐＨ値**（水質基準：5.8 以上 8.6 以下であること）

pH7 は中性で、これより値が大きくなるとアルカリ性、小さくなると酸性です。pH 値は汚染等による水質変化の指標となります。また、水処理において薬品注入率の決定・注入の良否・水道器材に対する腐食性の判定に有効です。

平成２０年度は、6.7～7.6 の範囲です。

㊽　**味**（水質基準：異常でないこと）

水の味は、地質・プランクトンの繁殖等に起因します。

平成２０年度は、異常はありませんでした。

㊾　**臭気**（水質基準：異常でないこと）

水の臭気は、藻類等の生物繁殖・地質・水の塩素処理等に起因します。

平成２０年度は、異常はありませんでした。

㊿　**色度**（水質基準：五度以下であること）

水の色の程度を数値で表したものです。天然水中の色度は、主に樹木などが微生物により分解された有機物であるフミン質に由来し、類黄色ないし黄褐色を呈します。

平成２０年度は、1 度未満～1 度の範囲です。

(51)　**濁度**（水質基準項目：二度以下であること）

水の濁りの程度を数値で表したものです。濁りは、水処理効果の判定、水の汚染状況等の判定で重要な項目となっています。

平成２０年度は、0.1 度未満です。